

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種の広域資源管理

1 資源の現状

伊勢湾、三河湾内の小型機船底びき網漁業全体（貝類除く）の漁獲量は、1970年代には1万トン程度であったが、1990年代前半に減少した後7千トン程度で推移している。

小型機船底びき網漁業等の重要魚種であるトラフグ、マアナゴ、シャコは、小さなサイズで漁獲される割合が高ことから、小型魚の保護を中心とした管理で漁獲量の増大を図る必要がある。

2 関係漁業種類

（愛知県）まめ板網、餌料びき網、えびけた網、（あなご籠、ふぐはえ縄、外海底びき網、機船船びき網漁業）

（三重県）まめ板網、（あなご籠、ふぐはえ縄、機船船びき網漁業）

3 資源管理の方向性

伊勢湾及び三河湾での小型底びき網漁業の漁獲量は、1990年代に大きく減少し、同漁業にとって重要魚種であるトラフグ、マアナゴ、シャコの3種は、漁獲量に占める比率も減少している。また、3種を含む多くの魚種は、小さなサイズで漁獲される割合が高く、成長乱獲の防止が必要とされた。このため、資源回復計画では、伊勢湾、三河湾における底魚資源を対象とし、小型魚保護の強化、改良漁具の導入及び休漁日の設定等を内容とした資源管理に取り組むことで、対象資源の回復と漁獲量の増大を目指してきた。

その結果、トラフグでは当歳魚の漁獲割合が大きく減少し、加入量あたり漁獲量の増加が認められた。また、マアナゴでは漁獲サイズの大型化、シャコでは努力量あたり漁獲量の増加傾向がみられたが、漁場環境の悪化も相まって資源の大きな回復には至っていない。そこで、これまでの取組を継承していくとともに、取組の強化等を進め、より効果の高い資源管理を実践していくことが適当と考えられる。

なお、トラフグは伊勢湾、三河湾の小型底びき網漁業の漁獲対象になっているほか、静岡県、愛知県、三重県の延縄漁業等によっても漁獲される地域の重要資源であることから、より広域な取組が必要となっている。

4 資源管理措置

①資源回復計画以前から実施していた措置

措 置	内 容	資源回復計画での取組
禁止区域の設定	漁業調整規則（愛知県、三重県）	そのまま継承
小型魚の水揚げ規制	漁業調整規則（愛知県） 自主規制（愛知県、三重県）	そのまま継承
トラフグの種苗放流	愛知、三重両県に静岡県も参加して実施	そのまま継承
漁場環境の保全措置	海底堆積物の除去、海底耕耘 干潟・藻場造成	そのまま継承

②資源回復計画で実施した措置

対象漁業種類	目的	措置内容	資源管理計画での取組
小型機船底びき網漁業 (愛知・三重)	小型魚の保護	(トラフグ) 体長25センチ以下の再放流 (三河湾：9月1日～9月30日) (伊勢湾：9月1日～10月31日)	継続
		(マアナゴ) 体長25センチ以下の再放流 (10月1日～11月30日)	継続
		改良漁具の導入(愛知県まめ板網) (網目拡大)	継続
		シャワー設備の導入(愛知県)	見直し
	努力量制限	休漁期間の設定(愛知県まめ板網)	シャコ冬期水揚げ制限に見直し*
		休漁日の設定(地区ごと)	継続
		TAEによる漁獲努力量規制	継続
あなご籠漁業 (愛知・三重)	小型魚の保護	(マアナゴ) 体長25センチ以下の再放流 (10月1日～11月30日)	継続
		改良漁具の導入(愛知県) (網目拡大)	継続
機船船びき網漁業等 (愛知・三重)	小型魚の保護	(マアナゴ) 稚魚(ノレソレ)目的の操業禁止	継続

*資源量予測に基づき、冬期の一定期間中に、1日1隻当たりの漁獲量を設定して、水揚げを制限する。

- (参考)伊勢湾・三河湾外（渥美外海等）で現在実施されている取組
- ・小型機船底びき網漁業（通称：外海底びき網）
伊勢湾同様に、トラフグ小型魚の保護を継続して実施する。
(9月1日から10月31日までの間、全長25センチ以下の再放流)
 - ・ふぐはえ縄漁業
漁具制限などすでに実施されている資源管理措置を関係者の協議に基づき適宜見直し等を行いつつ継続する。

5 関係者による連携を図るための体制

下図の行政・研究担当者会議及び漁業者協議会により、資源管理の目的、期間等を明確にしつつ、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

